

改正後 改正前

改正後		改正前	
(輸入防疫対象疾病等) 第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。		(輸入防疫対象疾病等) 第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動物	輸入防疫対象疾病	水産動物	輸入防疫対象疾病
(略)	(略)	(略)	(略)
くるまえばい	(略) 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病	くるまえばい	(略) 鰓随伴ウイルス病 (新設)
しろあしえび	(略) エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病	しろあしえび	(略) エビの潜伏死病 (新設)
うしえび	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 (略)	うしえび	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)
こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病	こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病	(新設)	(新設) イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
(削る)	(削る)	リトベネウス属 (<i>Liopenus</i>) えび類 (しろあしえびを除く。)	

2

(管理すべき期間)

第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水産動物	期 間
(略)	(略)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (くるまえばい、しろあしえび、うしえび及びひこうらえびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
(削る)	(削る)
よしえび属えび類	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
くるまえばい科 (ペネウス属及びよしえび属を除く。)	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 十脚目イリドウイルス病
さくらえび科あきあみ属えび類	(略)
てながえび科えび類 (おにてながえびを除く。)	(略) イエローヘッド病 十脚目イリドウイルス病
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

2

(管理すべき期間)

第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水産動物	期 間
(略)	(略)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (うしえびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 (うらえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血管壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
メリセルトウス属 (<i>Melicerus</i>) えび類	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
よしえび属えび類	(略)
くるまえばい科 (くるまえばい、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。)	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)
さくらえび科あきあみ属えび類	(略)
てながえび科えび類	(略)
(新設) (新設)	(新設) (新設)
(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし	(略)
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	アワビの細菌性膿疱症
(略)	(略)

改 正 後			
(特定疾病)			
第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。			
水 産 動 植 物		伝 染 性 疾 病	
(略)		(略)	
くるまえば		鰓随伴ウイルス病 (略)	
しろあしえび		エビの潜伏死病 (略)	
うしえび		バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 (略)	
		モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病 (略)	

改 正 前			
(特定疾病)			
第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。			
水 産 動 植 物		伝 染 性 疾 病	
(略)		(略)	
くるまえば		鰓随伴ウイルス病 (新設)	
しろあしえび		エビの潜伏死病 (新設)	
うしえび		バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)	
		モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)	

別記様式第三号中「第13条の5」を「第16条」に「第17条」に改める。
(持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正)
第二条 持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
規定の傍線部分がないものは、これを削る。

くるまえば科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類		十口（壊死性肝臓炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群及び急性肝臓壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日）	
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし		(略)	
(削る)		(削る)	
(略)		(略)	

くるまえば科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類		十口（壊死性肝臓炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日）	
(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび		(略)	
(略)		百八十日	
(略)		(略)	

こうらいえび	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病	(新設)
(削る)	(削る)	
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (くるまえび、しろあしえび、うしえび及ひこうらいえびを除く。)	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
(削る)	(削る)	
よしえび属えび類	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
くるまえび科 (ペネウス属及ひよしえび属を除く。)	(略)	バキュロウイルス・ペナエイ感染症 十脚目イリドウイルス病
さくらえび科あきあみ属えび類	(略)	
てながえび科えび類 (おにてながえびを除く。)	イエローヘッド病 十脚目イリドウイルス病	(新設)
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(略)	

こうらいえび	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
(新設)	(新設)	
リトペネウス属 (<i>Litopenaeus</i>) えび類 (しろあしえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症	(新設)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (うしえびを除く。)	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 (こうらいえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症	(略)
メリセルトウス属 (<i>Melicerus</i>) えび類 よしえび属えび類	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)
くるまえび科 (くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及ひよしえび属を除く。)	(略)	バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)
さくらえび科あきあみ属えび類	(略)	
てながえび科えび類	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(略)	
とこぶし ふくとこぶし	(略)	

(削る)		(削る)	
(略)	(略)	(略)	(略)
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび		アワビの細菌性膿疱症	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第一条中水産資源保護法施行規則別記様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の水産資源保護法施行規則別記様式第三号により交付された立入検査をする職員の身分証明書は、同条の規定による改正後の同令別記様式第三号により交付されたものとみなす。

○農林水産省令第十四号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、公益信託に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

公益信託に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

農林水産大臣 鈴木 憲和

(農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十四年農林水産省令第九号）は、廃止する。

(品種登録規則の一部改正)

第二条 品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(信託の登録の申請の手続) 第四十六条 信託の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 六 (略) 七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨 八 十一 (略) 2 (略)		(信託の登録の申請の手続) 第四十六条 信託の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 六 (略) 七 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨 八 十一 (略) 2 (略)	

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条関係） (略) (削る) (略)		別表第一（第三条関係） (略) (略) 農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十四年農林水産省令第九号） (略) 第二十八条 (略)	